

(診療所及び歯科診療所用) 賃金改善実績報告書 (令和 7 年度分)

保険医療機関コード

0123456

算定開始月を入力

〒112-0001

東京都府県

京都府医師会診療所

京都府

京都市中京区西ノ京東梅尾町6

医 太郎

5-000-0000

ダウンロードしたExcelファイル内には
「(別添) 実績報告書(診療所)」シート
のみがある令和6年度から算定している
場合でも、令和7年度実績報告
なので、始まりは「4月」となる令和7年度中に辞退して
いない限り、終わりは
「3月」となる

Ⅰ. 賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

(1) 賃金改善実施期間

令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月

12 ヶ

(2) ベースアップ評価料算定期間

令和 7 年 4 月 ~ 令和 8 年 3 月

12 ヶ

同じになる

期間中の算定実績を確認
して入力例; 初診料1398回×6点
再診料7002回×2点
→合計22392点×10円

Ⅱ-1. ベースアップ評価料による収入の実績額【(2)の期間中】

(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)等による収入の実績額

223,920 円

(4) 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等による収入の実績額

0 円

Ⅱ-2. ベースアップ評価料による収入の繰越状況

※ ベア等とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げをいい、定期昇給は含まない。

(6) 翌年度への繰越予定額

0 円

(7) 前年度からの繰越額(令和7年度分報告時のみ記載)

0 円

(8) ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、

時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【(5) - (6) + (7)】

223,920 円

(9) (8)について全てベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当しているか。

問題なし

チェックを忘れずに入れる

○ 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。

※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。

※ ベア等の定義はⅡ-2を参照のこと。

※ 定期昇給による賃金増加分は、「賃金改善した後の対象職員の基本給等総額」及び「ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)」
には含まないこと。

【ベースアップ評価料対象職種について】

次ページを参照

Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(10) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】

3.5 人

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】

700,000 円

(12) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分)

17,500 円

(13) ベア等による賃金増率【(12) ÷ ((11) - (12))】

2.6 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

※上記でベースアップ評価料対象職種に計上した職員を除く

(14) 以下のⅣ又はⅤに該当する職員の在籍有無

○ 在籍している

● 在籍していない

何%でもよい

※ 以下は(14)で「在籍している」と回答した場合のみ記載すること。

Ⅳ. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(15) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】

人

(16) 40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】

円

(17) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円

円

(18) ベア等による賃金増率【(17) ÷ ((16) - (17))】

0.0 %

Ⅴ. 事務職員の基本給等に係る事項

(19) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(1)の開始月時点】

人

(20) 事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(1)の開始月】

円

(21) ベア等による賃金改善実績額(1ヶ月分) ※賃金改善を実施していない場合は0円

円

(22) ベア等による賃金増率【(21) ÷ ((20) - (21))】

0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 8 年 8 月 1 日

開設者名: 府医 太郎

最後に日付と開設者名を忘れずに入力して終了

「Ⅲ. ベースアップ評価料対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項」(10～(12))について

- 算定開始月1か月分^{のみ}の報告なので、年度の途中で人数や賃上げ額が変更になったこと等の報告は不要
- 賃金改善計画書に記載した金額と報告書の記載が異なっていても問題ない

(10) 対象職員の常勤換算数

- ・パート職員も常勤換算した上で対象職員に含めることが可能
例) フルタイムの就業時間が週30時間である場合に、週15時間勤務するパート職員→0.5人として計算
- ・事務職員であっても、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務も行う者は「その他医療に従事する職員」として対象職員に含めることができる

(11) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額

- ・基本給等とは、基本給と決まって毎月支払われる手当の合計額であり、その総額(対象職員全員分の基本給等の総額〔1か月分〕)を記載する

(12) ベア等による賃金改善実績額

- ・以下のように計算する。

「ベースアップ後の基本給等総額」－「ベースアップしなかった場合の基本給等総額」
＝「ベア等による賃金改善実績額」

ベースアップ後の基本給等総額
＝(11)

ベア等による賃金改善実績額 ＝(12)

ベースアップしなかった場合の
基本給等総額

例1) 令和6年度に外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定を始め、基本給等の総額を67万円から70万円に引き上げ、そのまま令和7年度も継続した

→「ベア等による賃金改善実績額」は3万円

例2) 令和7年度に外来・在宅ベースアップ評価料(I)の算定を始めた。基本給は従前と変えなかったが、「ベースアップ評価料手当」として従業員2名に各1万円を毎月支給した

→「ベア等による賃金改善実績額」は2万円